

令和4年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年12月14日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和4年12月14日(水)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

| 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 |
|----|--------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| 1 | 岡村 星弥 | ○ | 2 | 堀川 友久 | ○ | 3 | 坂本 史 | ○ |
| 4 | 山本 俊二 | ○ | 5 | 濱田 圭介 | ○ | 6 | 安岡 公子 | ○ |
| 7 | 西笛 千代子 | ○ | 8 | 仙頭 一貴 | ○ | 9 | 小松 康人 | ○ |
| 10 | 岡村 俊彰 | ○ | | | | | | |

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

| 職員 | 氏名 | 職員 | 氏名 | 職員 | 氏名 |
|----------------|-------|----------|-------|-----------|--------|
| 村長 | 溝渕 孝 | 副村長 | 池本 尚彦 | 教育長 | 池田 美延 |
| 総務課長 兼会計管理者 | 松本 巧 | 健康福祉課長 | 都築 仁 | 産業振興課長 | 吉永 卓史 |
| 土木環境課長 | 山本 裕崇 | 企画振興課長 | 池田 加奈 | 教育次長 | 佐藤 大輔 |
| 総務課長補佐 | 池田 豪 | 健康福祉課長補佐 | 荒井 祐輔 | 産業振興課長補佐 | 長崎 寛司 |
| 土木環境課長補佐 | 山崎 純裕 | 企画振興課長補佐 | 岡村 公順 | 教育委員会課長補佐 | 岡村 まきみ |

職務として出席した者の職・氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 藤川 薫 |
|--------|------|

【議事の経過】

令和4年12月14日（水）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第4回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。5番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

5番濱田でございます。私からはふるさと納税制度について質問させていただきます。

芸西村のふるさと納税による寄附額は、県内はもとより、四国や全国においても特筆すべきものとなっております。さまざまなアイデアを駆使、展開する職員の努力は相当なものであると敬意を表します。

さて、この制度の寄附金以外の意義としましては、ふるさとなど応援する地域に貢献できること、地方自治体出身者や関心を持ってくれそうな人々にアピールできることがあります。言い換えれば、当制度は寄附者と自治体のつながりが始まる仕組みとすることができます。言うまでもなく、ふるさと納税制度の目的は地方創生、つまり地域活性化であります。もちろん寄附金は、村にとりましては貴重な財源でありますので、大変大事なものではありませんが、やはり本来の目的に沿った取り組みが最も重要ではないかと考えます。

例えば、制度に直結するものとしましては、村内の個人または村内業者が村の支援のもと、地場産品に係る返礼品の開発、製造や発送を担う、いわゆるふるさと納税事業者になることで、業績にもよりますが、規模の拡大や雇用の増、また村としましては税収の向上も見込まれ、結果として、地域活性化につながる可能性はあると考えます。

また、制度に直結するものではありませんが、地域活性化に大いに関係してくるものには、村の喫緊の課題であります人口減少があります。人口が増加するだけで地域活性化につながると言っても決して過言ではないと思います。少子高齢化等により、人口の自然増は見込めない昨今ではございますが、対策の一つとしては、交流人口の増加から移住者への増加への流れが考えられます。交流人口を増やすためには、主要産業であります施設園芸はもとより、観光、子育て、イベントなどの村の魅力をあらゆる手段を駆使して積極的にアピールすることで、村のファンを増やすことが重要です。ふるさと納税の寄附者は、村に対して何らかの思いがあったからこそその寄附であり、その中には訪問してみたい、遊びにしてみたい、また、住んでみたいと思っている方も少なからずおられるのではないのでしょうか。交流人口増のターゲットそれらの寄附者に絞り込み、ソフト、ハード両面から村の魅力をパワーアップし、さらに交流における村独自の施策などを展開することで効果は期待できると考えています。そして、それらの施策は、内容が村の全所属に関わることとなりますので、村一丸となって取り組んでこそ、実行があるものと思います。

そこで、現在村が実施している制度を活用した村内の個人または村内業者における返礼品に係る事業及び人口減少対策に関する事業と、制度を活用した今後の地域活性化施策についてお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

おはようございます。担当課から濱田議員の質問にお答えします。

まず、村内の個人または事業者における返礼品に係る事業についてですが、現在、制度化した事業はありませんが取り組みは行っております。

芸西村では各種データ分析などを行い、ふるさと納税の戦略を立てていますが、村内の個人または商工業者に対し、戦略に基づいて返礼品の販売促進、新商品の開発などの提案を行っております。村内産の農産品や白玉糖などの特産品を返礼品として取り扱っておりますが、ふるさと納税を活用して全国に特産品などをPRして認知度を高めた後、地場産品直販所や各種量販店、インターネットのサイトなどによる一般販売につなげることを目指しております。

また、返礼品に特化したものではありませんが、地域活性化や地場産業の振興を目的とする事業に対し、ふるさと納税型クラウドファンディングで補助金を確保する芸西村事業者支援事業がありますので、特産品開発や事業の規模拡大などにご活用いただくよう提案しております。

そのほか、特産品開発などに活用できる制度として芸西村地域づくり支援事業があります。これは、芸西村の活性化と振興に寄与し、個性及び資源を生かして創意工夫を凝らした魅力ある取り組みに対して芸西村で活動している3人以上で組織する団体に30万円を上限に補助するものです。

次に、地域活性化に直結する人口減少対策ですが、最近では、寄附したい自治体を選んで寄附するのではなく、寄附先を返礼品から選ぶ方が大半となっておりますので、寄附者を交流人口や移住者につなげることは大変難しいのが現状です。

ふるさと納税をツールとして活用した人口減少対策については、事業として制度化したものはありませんが、現在、芸西村のファンを増やす取り組みを行っております。一つは、ふるさと納税専用サイト「げいせいつうしん」で、芸西村のイベント情報などを中心に掲載しております。もう一つは、メルマガですが、現在、会員は15万人を超え、一大PRツールとなっておりますので、イベントや観光に加え、各種施策、例えば、ふるさと納税型クラウドファンディング、寄附の使い方、分譲宅地情報などに関する情報をお届けしています。ホームページやSNS配信、返礼品の同包チラシなど各種媒体を活用して、寄附者が芸西村に興味を持ってもらえるよう、効果的に村の魅力を発信する方法を研究していきたいと考えております。

制度を活用した今後の地域活性化施策については、先に申し上げた各種取り組みを充実させていきたいと考えております。

村内の個人または事業者が、地場産品に係る返礼品の開発や製造、その他関連事業を興し、ふるさと納税を足掛かりとして発展し、地域の活性化につなげることは大切なことだと思っております。

芸西村事業者支援事業や芸西村地域づくり支援事業などの支援策を挙げましたが、活用については、制限が多いことや、支給までに長い時間を要することなど、使いづらさのご指摘をいただくこともございますので、他の市町村や関係機関などから情報を収集しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
5番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

5番濱田です。ご答弁ありがとうございます。交流人口の増につきましても、おっしゃいましたように、ふるさと納税に対して返礼品から入っていくという方が多いのは承知しております。しかしながら、先ほど申しましたように、芸西村に対して興味を持っておられる方は、個人的にはたくさんいらっしゃると思います。アンケートの実施等、作業は大変になると思いますが、一つ、ターゲットを絞り込んだ交流人口増対策につきましても、ぜひ実施していただきたいと思っております。

それと先ほども申しましたが、各課のつながりのもと村一丸となつての取り組みをよろしく願いいたします。また、今後もこのような機会に施策や事業等、その時点での状況をお聞かせいただければと考えております。

最後になりますが、質問に対する村長のお考えをお聞きして、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。濱田議員からは、ふるさと納税制度についてご質問をいただきました。ご指摘いただきました事項に関しまして、それぞれの事務レベルでの具体的な取り組み状況や、今後の展望等につきましては、先ほど担当課長から答弁がありましたとおりでございます。

議員もおっしゃられましたが、改めてふるさと納税制度のもつ意義について、幾つか私なりに整理をさせていただきますと、第一に納税者が寄附先を選択できるからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなって、納税に対する意識の醸成につながる。そして、第二に応援したい地域の力になれる制度でありまして、地方の環境を育むことにつながる。そして、第三に、こちらが今回ご質問いただきました趣旨に近いと思いますけれども、自治体間の競争が進むことで納税者から選んでもらうにふさわしい自治体の在り方を改めて考えるきっかけになるものだと、ざっくりとですが、そのように捉えております。

こうした観点から、自ずと自治体には、納税者の志に応えられるようなブラッシュアップや施策の質的向上が求められているものというように考えております。

前置き長くなりましたが、濱田議員のご指摘のように、ふるさと納税制度の大きな目的は地方創生でありまして、地域が自立をしていけるような活力を身につけて、納税者と自治体がお互いの成長を高める関係を築いていかなければなりません。

本村の令和3年度のふるさと納税額は、おかげさまで20億円を超え、寄附件数は約18万3000件ののぼります。金額そのものにつきましては、当初予算編成時、あるいは決算におきまして、寄附者の意向に沿った施策に充当させていただいております。また、今議会、冒頭でも触れさせていただきましたが、過疎法非適応の本村にとって、今後の中長期的視野にある教育施設集約化などの大きな各事業の大切な財源として大事に活用させていただきたいと考えております。

しかし、同時に本村にとってありがたく、大切にしたいことは、ふるさと納税制度を通じて生まれた全国の多くの納税者の方々とネットワークであります。同制度をいわば、一つのツールとして、納税者との関係性をいかに発展をさせていくか、今後さらに研究が必要だと考えております。効果的な媒体を活用しまして、芸西村に魅力を感じてもらえるPRを目指してまいります。さらに、多くの方のご期待に応えられますように、本村の魅力に不断のブラッシュアップをかけていくことも重要だと考えております。

ご指摘いただきました人口減少対策や、雇用の拡大策、そして観光分野やイベント、就農に希望が持てる農業、そして子育て、教育環境、他にもたくさんの各種サービスがありますけれども、それらにつきまして、職員の知恵を持ち寄って横断的に取り組みながら、また村民の皆さまの声を聞かせていただきながら、一人でも多くの、一人でも芸西村を訪れてみたい、住んでみたいと思ってくださる方を増やす努力を続けてまいります。

また、村内の個人又は事業者の方が、ふるさと納税に参入していただくことは、地域の雇用創出、経済活性化につながりますので、ニーズのきめ細かな把握に努めて、村としてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。6番安岡公子、通告書に従って質問いたします。

まず、最初に不登校児童生徒の現状と対応について質問します。文部科学省が発表した2021年度の不登校調査では、県内小中学校の1年間に30日以上欠席の不登校児童生徒は1508人となり、前年度から270人増え、1000人当たりの人数も6人増の31.2人と、前年度に続いて全国最高となったとあります。そこでお尋ねします。当村の不登校児童生徒の現状はどういう状況なのでしょう。不登校児童生徒の居場所として、適応指導教室を設置することはできないかをお尋ねします。

次に、学校給食費の無料化についてお尋ねします。当村では、高校修了までの医療費自己負担の助成、保育所・幼稚園の給食費無料など子育て支援の充実策に一早く取り組むことによって、県下からも注目を浴びてきました。実際に、それらの支援を調べて移住してきた家族もいます。

このところ、物価高騰が続き、子どものいる家庭では特に大変で、中でも小中学校に通っている子どものいる家庭からは、「給食費何とかならないか」という切実な訴えがあります。全国的にもこの声は高まり、2017年には76自治体だった給食費無償化が、2022年10月には224自治体と3倍になっています。コロナ禍の地方創生交付金を活用して事前措置で行っているところや、一部無償化、第二子、第三子の無償化などさまざまな形での給食費軽減の措置もとられています。また、新たに来年度から無償化に取り組む自治体が県下でもできています。学校給食は、子どもたちの食生活の改善や健康な体づくりに大切ですが、子どもの多い世帯ほど高負担となっています。子育て支援の観点からも、思い切って無償化にできないかをお尋ねします。

最後に、加齢性難聴者への補聴器助成制度についてお尋ねします。加齢性難聴は、加齢に伴い、音を感じる部位に障害が起り、聴力の低下によって発症する障害で、40代で始まり、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われています。

根本的な治療はなく、補聴器相談医のいる耳鼻咽喉科を受診し、医師の指導のもとに認定補聴器技能士のいる店で、自分に合った補聴器を選ぶことが大切とされています。しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため全額自己負担となっています。障害者支援法に基づく、補装具支給制度がありますが、多くの方が対象外となっています。

難聴は、危険の察知が遅れることや、家族や友人とのコミュニケーションが上手くいかなくなる、孤立やひきこもり、また認知症の発症リスクを大きくする要因になっていると言われています。補聴器購入支援制度創設することは、認知症の発症リスクを減らし、よりよい介護事業を展開していくという好循環をつくりだしていくことにつながっていくと考えられますが、創設を検討していく考えはないかお尋ねします。

以上、3問お尋ねします。

○ 岡村 俊彰 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

私のほうからは、安岡議員の不登校児童生徒の現状と対応についてと学校給食費の無償化についてお答えさせていただきます。

当村の不登校児童生徒の現状でございますが、小学校、中学校において本年度4月以降、学校に1日も出席できていない児童・生徒はおりませんが、病気による欠席を除いた不登校と言われる年間30日以上欠席している児童・生徒は、小学校、中学校とも数名が該当いたします。

続いて、適応指導教室の設置についてですが、適応指導教室いわゆる教育支援センターは、現在、県内24市町村で設置されています。当村では設置はしておりませんが、教室に入りにくい子どもは相談室や保健室に登校、学校自体に登校できない子どもについては、タブレットによるオンライン授業配信や学習館での対応を提案しています。

教育センターの設置について、現在は全く登校できていない子どもがいないことから現時点では設置する予定はありませんが、子どもが元気に登校できるよう学校と連携しながら個別に対応してまいります。

続いて、学校給食費の無料化についてお答えします。給食費につきまして、幼稚園では平成27年度から無償化しております。小中学生につきましては、材料費に関する物のみを集金しており、消費税の引き上げや物価の高騰がありましても、平成24年度から集金する1食単価を小学生で236円、中学生271円で据え置き、不足分を公費で負担しております。令和3年度の実際の単価は、小学生で282円、中学生で334円でしたが、本年度も食材や調味料が高騰し、小学生で290円、中学生で345円となり、差額の金額、小学生では54円、中学生では74円を公費で負担しております。年間の公費負担額は、小学生で1人当たり約1万円、中学生で約1万3000円となっております。

その他にも、給食の調理委託費等1830万円を公費負担しておりますので、給食費の無償化となりますと光熱水費など合わせまして3300万円を公費負担することとなり、財政的にも負担が大きいと考えます。

○ 岡村 俊彰 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。安岡議員からは、不登校児童・生徒の現状につきましてと学校給食費の無償化について質問をいただいておりますので、私のほうからも答弁をさせていただきます。

不登校児童生徒の現状につきましては、次長答弁のとおりでございます。

教育支援センターの設置につきましては、過去にも同様の質問をいただいております。その際の答弁で、「現在、本村におきましては、教育支援センターの設置はなされておりませんが、家庭からは出られるけれども学校には行けない、教育支援センターがあれば活用したい場合は、学習館であるとか村民会館を活用しまして、学校支援員や授業の空いている教員で、支援ができる体制はとっておりますので、当村で直ちに教育支援センターの設置をすることは考えておりませんが、近い将来には設置の必要のある施設だと考えております」と答弁をさせていただきました。

現時点でも、その考えは基本的には変わっておりませんが、重要なことは教育支援センターという施設の有り無しにかかわらず、いかにそれぞれの子どもたちの現状に応じたきめ細かな支援を行っていくかであると考えております。

給食費の無償化につきまして、先ほど次長の答弁にもございましたが、学校給食費は保護者からは食材費に係る分のみを負担していただいているわけですが、全額を負担していただいているわけではなく、負担軽減のために一部公費を投入して、残りを負担していただいております。全額を公費負担した場合には、新たに1100万円ほどの財源が必要となってまいります。

このような現状の中で、直ちに給食費を完全無償化するということを、現時点では考えておりませんが、今後、何か子育て世帯に対しまして支援ができないか、いろいろと思案してまいりたいと考えております。なお、経済的に厳しい、就学援助を受けている家庭は、給食費も扶助しておりますので、給食費の保護者負担はございません。

以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。安岡議員の加齢性難聴者への補聴器購入費用の助成についてお答えします。

補聴器の購入助成制度につきましては、令和元年6月議会で別の議員から同様のご質問をいただいております。その時の村長答弁を要約させていただきますと、「補聴器の効能効果というものは、十分に理解できるものです。しかしながら、厚生労働省によりますと、補聴器の購入に関するトラブルも多く、販売店やサービス体制が十分でない場合もあり、安く、安心して購入できる普及体制に至るまでには、幾分課題があると考えております。国におきましても、中度難聴に対する補聴器購入に対する助成制度が整備されていない中で、村が独自に補助制度を創設するには、対象とする器具の種類をどうするか、聴力の判定はどこが行うのかなど、多くの課題があると考えております。国や県の体制や考え方がどうであるかということを理解した上で、専門的な意見もいただきながら慎重に検討する必要があると考えております。厚生労働省が具体的な対応策や指針を示していない中ですので、この動向をしっかりと見定めていくことになるかと思っております。また、兵庫県県議団が国会内で補聴器購入の公的助成について、1カ月ほど前に厚生労働省に要請を行ったということを聞いておりますので、今後の国の動向を見ていきたい」という内容の答弁を行ってまいりました。

その後の検討状況はどうなっているのかということについて、担当課のほうからご説明させていただきます。この助成制度については、議員もご承知のとおり、平成30年12月の兵庫県議会での「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」の採択を皮切りに、全国の市町村議会などでも同様の意見書が採択されております。手元の資料で2021年7月時点ですと、全国の県議会等を含め186の議会で意見書が採択されており、県内では高知県議会をはじめ、20の議会で意見書が採択されている状況で、当村議会でも、令和2年3月議会で意見書を採択しております。

議員のご指摘にもありますが、生活に支障をきたすような難聴は、コミュニケーション意欲の低下や、それに伴い外出機会が低下し運動不足になり、認知症や要介護状態へとつながっていくことが懸念されております。

当村では、重度の難聴の方には、身体障害者手帳を申請し、医師の意見書を基に補聴器の助成を受けることができ、軽度・中度の難聴を持つ18歳未満の方は、基準額の3分の2の公費の助成がありますが、18歳以上で軽度・中度の難聴のある方への助成制度は、現在ありません。

当村においても今後、高齢者の介護予防事業や認知症対策、外出機会の創出など検討していく中で、軽度・中度の難聴の高齢者への助成制度は、選択肢の一つとして検討していきたいと考えておりますが、対象者をどうするか、対象とする機器の選定や助成額の問題など、検討すべき点も多いため、他市町村の事例や国・県などの状況も注視しながらにはなろうかと思っております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

ご答弁ありがとうございます。不登校児童生徒については、現在の状況では個々にあった取り組みがなされているということが分かりました。ただ、この問題はあらゆる手だてを講じていると思っても、試行錯誤が繰り返され、なかなかの難題でもあると思われまます。

平成28年に出された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」には、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立つこと、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することとした上で、個々の不登校児童生徒の休養の必要性、学校以外の場での学習活動の重要性を示しています。

また、文部科学省が令和元年に出した、「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知にも、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっているとして、教育委員会の取り組みの充実を促し、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくために、未設置地域への教育支援センターの設置、またはこれに変わる体制整備が望まれるとあります。

不登校についての要因、背景は個々さまざまであると思われまますが、学校に行くことができなくなった場合、子どもは自己肯定感が持たなくて苦しい状態になったり、保護者も、「まさか自分の子が不登校になるとは、子育てを誤ったのではないか」という思いを抱えてしまい、何よりも展望が持てないことによる不安とあせりが一番の苦悩となっていくのではないかと考えられます。

1週間のうち何日かでも学校に行けない日があっても、学校以外の場所なら行けるとか、学校に行ったらエネルギーを消耗してしまい続けては行けなくなる。また、学校そのものから解き放たれたいとか、個々さまざまな状況があると思われまます。その中で、子ども一人一人にあった取り組みをする選択肢の一つとして、学校の外に居場所をつくる必要があるのではないかと考えられます。

私は専門家ではないので、当村ではどういう形態と体制の設置がよいのかどうかは提案できませんが、学校の中の手だてと並行して、学校の外にも「いつでも来ていいんだよ」という場所、居場所をつくり、学力、進路をはじめとした子どもたちの未来を保障する、そういう取り組みはできないかという質問です。

次に、2問目の学校給食費の件についてお尋ねします。学校給食法第16条では保護者の負担をうたっていますが、憲法26条に規定する義務教育無償の建前と、食の教育、食育という観点から、給食費も公費負担にすべきであるという意見が大きくなりつつあります。これによって、文部科学省は、設置者の判断により、保護者負担の軽減を図ることは可能であるとの見解を示しています。特に平均年収より低い家庭には重い負担となっています。学校給食が唯一の栄養源の子どもさんもいるかもしれません。学校給食は、単なる昼食、ランチの提供ではなく、豊かな食事によって豊かな心、人格の形成につながる食の教育であり、どんな子どもにも育てたいか、どんな視野を持った子どもに育ててほしいかを学校給食の中で実現していくというテーマも持っています。

当村が、いろいろと取り組みをして上乗せをしてくださっているということは、先ほどの答弁でも分かりましたけれど、学校給食を無償化してもっともっと子育てしやすい村にすることによって、出生率が上がり、移住者を呼び込み、人口を増やすことにつながるのではないかと考えます。当村の、画期的な政策の一つとして検討する時ではないでしょうか。村長の見解をお尋ねします。

次に、3問目の補聴器の助成についてお尋ねします。私は、ほんの最近まで集音器と補聴器の違いが分か

っていませんでした。集音器は、既製品で10万円未満のものが多く、主に通信販売や展示会販売で、家電製品である。補聴器は、管理医療機器で、医師の指導のもとに一人一人に合わせて調整するため10万から50万円と高額であるということです。

年金生活者や低所得の高齢者にとっては、負担が大きすぎます。保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金などを活用して、実施を検討している自治体もあります。

第8期介護保険事業計画の基本理念である、いくつになっても住み慣れた地域で生き生きと暮らせる村づくりの実現のためにも多くの課題はあると思いますけれど、検討していく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、再質問を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安岡議員の再質問にお答えします。学校に行きづらくなった場合とかはですね、保護者は恐らく学校に相談していると思うんですが、その他にも、所管は違いますが村長部局のほうに、今年の3月に子育て世代包括支援センターが開設されております。開設されたことで、就学後の子育てについての相談窓口が広がり、学校生活を送る上での困り事に、きめ細やかな対応ができるようになったと伺っておりますので、行きにくくなった場合は、やはりそれぞれの子どもたちの状況に応じたきめ細かな支援を行っていくことが大事と考えておりますので、学校に行けない場合には、やはり学習館なりを使用していただきまして支援をしていきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

安岡議員の加齢性難聴者に対する助成制度の再質問にお答えします。助成制度につきましては、全国的には、2021年7月時点の数字ではありますが、約50の市町村が独自に助成制度を創設しているそうです。県内においては、二つの自治体が令和5年度に向けて助成制度を検討中というふうに聞いております。

助成制度の原資については、介護保険制度の中の交付金事業やふるさと納税の基金を検討していると聞いておりますが、確定ではないとも聞いております。

なお、他県の事例ではありますが、数年前に助成制度を創設したが、利用者が1名しかいないというようなことも聞いております。せっかく制度ができて申請が面倒であったり、ニーズに合っていなかったり、また欧米のように補聴器が浸透していないため、人前で付けづらいなどさまざまな理由で利用が増えないこともあるようですので、制度設計については情報収集も含めまして、今後検討していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安岡議員からは、不登校の児童生徒の現状について、学校給食費の無償化について、そして補聴器購入費用の助成についてご質問いただきまして、それぞれ、教育次長、教育長、そして担当課長からの答弁がございました。その中で、学校給食費と補聴器購入補助について、多少重複する部分がありますけれども、私のほうからも答弁をさせていただきます。

まず、学校給食費につきましては、教育委員会の説明にもございましたが、幼稚園は既に無償化をしております、小中学生は材料費のみの集金で、1食単価を平成24年度から据え置いたままで運用し、調理委託費は公費負担としておりまして、何も負担軽減策を打っていないということではなくて、現状できる支援策

は続けてきておりますので、その部分は私のほうからもご理解をいただきたいというように考えております。

本年度は、社会全体がそうでありますように、給食食材におきましても約8%程度の高騰をしておるところですが、コロナ交付金を充当することとしまして、ご家庭に追加のご負担を求めないというようなことを決定いたしました。

学校給食の無償化実施による公費負担額は、先ほど答弁がありました、多額の単独費での支出が、村財政にとって恒常化していくことでもございますので、決して低いハードルではないというふうに認識しております。今後も教育委員会とも協議を続けながら、全庁的な予算編成の中で、他の事業への財源配分等も含めまして、総合的に判断をしていかねばならないというように考えております。

次に補聴器購入補助の件ですが、この問題につきましては、令和元年6月議会で同様の質問をいただきまして、その際の村長答弁は先ほど担当課長から説明がありました。その後、状況が大きく変わっているわけではございません。

しかしながら、村議会におきましても、令和2年3月議会で「加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」を賛成多数で採択し、国宛に提出されておりますし、全国的にも関心の高い問題であるというように考えております。

議員のご指摘にもあります、加齢による難聴は、65歳以上から急激に増え始めまして、担当課で調べた資料によりますと、65歳以上でWHOが定義する難聴のレベルにあたる方は、1500万人というような推計もしておりますので、全国でこの悩みを抱える方が大変多い問題でもあるというように認識をしております。

従いまして、増加する市町村議会からの意見書などの現状も踏まえまして、国において引き続き制度設計が熱心に検討されているものというように認識をしております。

一方で、仮に村独自の助成制度を考えるとすれば、財源や補助率、そして対象者をどうするかなどについて、専門的な知見が必要でございまして、自治体ごとに判断基準がまちまちになることは決して好ましいことではないというように考えております。先ほどの課長答弁にもありましたが、限られた地域だけでなく、国全体で起きている事象でございまして、誰もが使いやすい制度として、科学的知見から補聴器の有効性が医学的に確認され、国または県の制度において、全国どの地域にもまんべんなく適用できるような統一的な補助制度の創設が1日も早くなされるよう大いに期待をしているところでございます。

また、ほかの市町村の動向につきましては、従来に増して情報収集のアンテナを張ってまいりたいと考えております。私のほうも、この問題につきましては、従来から提案をされておりますので、非常に高い関心を持って捉えておりますけれども、さまざま機会を捉えまして、国への要望等につなげてまいりたいと考えておりますが、議員の所属政党のほうからも、関係機関への働きかけを行っていただくなどお力添えを賜りたいと思いますので、改めてよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

ご答弁ありがとうございました。あと1点だけ、不登校児童生徒への対応について再々質問いたします。本日の答弁の中でも、子ども、保護者、専門家を交えてあらゆる手だてをとっている、施設の有る無しにかかわらずいろいろされているということは伝わってきました。

でも、学校に行けない日には、自由にいつでもここに来ていいんだよという居場所が、答弁からは見えてきませんでした。不登校はどの児童生徒にも起こり得るというふうに、教育の機会の確保等に関する法律には書かれてまして、今後もしろんなことが起こってくるんじゃないかと思われるんですけど、この不登校児童生徒の問題は、なかなかつかみにくくて、居場所を設置して、人を配置してもなかなか来てくれない。来てもらえるまでに何か月もかかるとか、来る時間が分からないので留守にできない。給食はどうするかとか、いろんなことが生じてくると思われそうですが、そもそもそれはそんなもんで、予約や曜日を決めての出席も無理なことで、コスト論というか、そういうものでは片づけられない、未来を担う子どもたちの休養と再生の部屋であるとも思われます。そういう場所があるということは、まず大切ではないでしょうか。

不登校児童生徒への支援の在り方についての通知の中に、教育支援センター通所希望者に対する支援だけでなく、通所を希望としない者への訪問型支援、コンサルテーションの担当などの支援が期待されるとあり

ます。来ない日には、訪問したり、教材を考えたり、スキルを上げる勉強をしたりすることを考えればいくらでもあるし、まずは学校の外に、いつでも来ていいんだよという居場所を構えて、子どもたちの学力、進路をはじめ、子どもたちが未来に一歩踏み出していける力をここでつける、このことこそ考える時ではないでしょうかと考えます。

以上で、全ての質問を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安岡議員の再々質問にお答えします。教育支援センターにつきましては、先ほどの答弁で必要性のある施設だと考えていると答弁しましたけれども、その反面です、ただ設置をすればいい施設ではないとも考えております。財源や場所はもちろんのこと、人員についても教員免許を持っているということに限らず、さまざまな状況にある児童生徒に対応できる高い専門性が求められると思いますので、あくまで子ども自身に合わせた居場所の確保ができるのであれば、必ずしもこの教育支援センターでなくてもいいのではないかと考えております。やはり、繰り返しになりますが、個々に応じた対応が一番大事だと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭一貴です。通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。いつもの3倍、傍聴者の方が来られているので緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

まず、かっぱ市についてですが、かっぱ市は芸西村地場産品直販所として、いつからどのような経緯でスタートしたのかをお聞きします。また、村長の今回の行政報告にもありましたが、10 月末までの売り上げは、106%と同水準で推移をしているというふうにおっしゃっていましたが、今までのかっぱ市の売り上げの推移についてお聞きします。

村は、平成 13 年 3 月に直販所としてかっぱ市を立ち上げておりますが、今までどのような関わり方をしてきたのか、かっぱ市が行っている受託事業も含めてお聞きします。また、今後の地場産品直販所としての方向性をどのようにお考えかをお聞きします。

次に、飲食店応援事業についてお聞きします。コロナ対策の一環として行われた 300 円券事業は、今回もとても好評でした。9 月から始めた 3 カ月足らずで 5 万人達成で終了となるスピードでした。村内外からも継続してほしいという声をよく聞きます。1500 万円の事業ですが、金額以上の効果があったと思います。正に、生きたお金の使い方だったのではないのでしょうか。コロナ前の当村の年間イベント、全部を合わせても 5 万人という数字はなかなか出てこないのではないかと思います。

対象事業所の飲食店に村のパンフレットなどを置いてもらい、村外からのお客さんに、当村のよさを、魅力をもっとアピールしてもらえればよいのではないかと思います。この事業は、継続していくべきものだと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

担当課より、仙頭議員の質問にお答えします。

かっぱ市は、地場産品の広報活動及び販売促進の場として、広く地域の活性化に資することを目的に平成 13 年 3 月にオープンしました。当時は、芸西商工会が管理運営を行っておりました。その後、組織変更され、平成 16 年 10 月より有限会社かっぱ市に移行しております。

売り上げにつきましては、平成23年10月にリニューアルにより売り場面積を広げたことで平成24年度から上昇し、平成27年度のまるごと東部博をピークに下降傾向へ転じておりました。その後、配置換えや取扱商品のラインナップを充実させるなどの取り組みなどを行った結果、令和3年度は過去最高の売上高となっております。

かつば市は、地域の雇用の創出や所得の向上を目指す取り組みについて、県が市町村と連携して支援する高知県産業振興計画地域アクションプランに位置付けられております。地域活性化を目指して、さまざまな取り組みの提案や支援を行い、新商品の開発、店内のレイアウトの変更などを行ってきました。また、村の観光施設として重要な役割を担っておりますので、交流人口増を目指して協働で取り組みを行っております。

委託事業につきましては、村がかつば市に委託している事業として、村内独居高齢者等注文宅配・見守り事業、いわゆる御用聞き事業がございます。この事業は、村内の高齢者を中心にかつば市で販売している食品等だけでなく、村内商店で調達できる品々の注文を受けて宅配する業務で、委託料は年間230万円です。月曜日から金曜日まで、毎日、各ふれあいセンターを2、3カ所と個人宅や地域の拠点を回って販売をしています。令和3年度につきましては、売り上げが約500万円、手数料は商品代金の10%の約50万円です。近年の地域課題であります買い物弱者等の増加で、移動販売、注文宅配のニーズが高まっております。

かつば市の今後の方向性というご質問ですが、今のところ売り上げも順調に伸びておりますので、各関係機関と連携し、また、村民の皆さまのご意見をお聞きしながら、引き続き時代に合った取り組みを進めていきたいと考えております。

続きまして、飲食店応援事業についてお答えをします。飲食店応援事業は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度は3万人限定、昨年度は10万人、本年度は5万人限定で実施いたしました。9月1日より開始しましたが、11月20日には予定人数に達して終了しております。

来店するだけで割引を行うクーポンレスとし、地域振興券や他の割引制度との併用も可能で、利用しやすいと大変好評をいただきました。

また、広報についても、食べ歩きいただける工夫として、各店舗の営業時間や提供商品の写真を掲載したチラシを作成し、SNS等での情報発信を積極的に行いました。

この事業は、コロナ禍における経済対策を目的とした交付金を活用して実施した事業ですので、今後、仮に村単独で継続するとなりますと、単に飲食店の一時的な売り上げの補填とならないような、地域全体が活性化するための制度設計が求められます。

参加店舗の皆さまには、事業終了後のリピーター増を意識してご参加いただいております。開始前後の来客データの収集にもご協力いただいております。今後、データを分析し、事業の効果について検証していきたいと考えております。

パンフレットにつきましては、既存の村の観光パンフレットはすぐに置いていただくことができます。そのほか、飲食店を通じた交流人口を目指した広報の方法については、商工会等関係機関とともに今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、かつば市と飲食店応援事業についてご質問をいただきまして、おおむね担当課長のほうからご答弁をさせていただきました。私のほうから、飲食店応援事業について、この場でお答えをさせていただきます。

この事業は、先ほど課長答弁にもありましたが、令和2年度より本年度まで、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して実施をしてきました。この交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業に活用すること、また効果検証を行うこととされております。

交付金の趣旨に沿って実施し、飲食店の皆さまにも、そして飲食された方々からも大変好評をいただいた事業でございますが、事業の効果について十分に検証していく必要がございます。このピフォーアフターの検証に当っては、どのような数字を比較検討するのかなど詳細を詰める必要もがございます。これまでは国か

らの交付金を活用して、各分野に支援が行えましたが、それぞれの分野で交付金の支援がなくなった後、交付金分を村の単独費でカバーしながら継続するという事は、自主財源が脆弱な自治体では大変ハードルが高い問題でありまして、飲食店に特化した事業を単費で再び行うことにつきましては、慎重な検討と判断が求められるものと考えております。

ただし、今回せつかくの検証作業でありますので、一定の結果が得られれば、今後行い得る何らかの活性化策を模索する際に、十分参考データとして活用できますので、効果的な施策に反映をしていければと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問を行います。ご答弁ありがとうございます。課長の答弁にもありましたように、かっぱ市は平成16年に民間企業と、有限会社かっぱ市となっております。私がこの質問で言いたかったのは、村はもっとかっぱ市に対して、関わりを持って行ってくださいと言いたいのです。というのは、確かに行政が民間会社というのは、ちょっと話が、聞こえが悪いですが、かっぱ市は出品者はもとより、村の小さな商工業者にとっては、とても大きなウエイトを占めています。村に点々としている商工業にとって、集客力のあるかっぱ市は、とても大きな存在です。今から10年後を考えた場合、高速道路がつながり交通量が減り、集客力もなくなり、売上げが下がる可能性もあります。移転して残ってもらったサンシャインも、そのまま存続であるとは限りません。そうなった場合、やはり大事になってくるのは、かっぱ市でないかと私は思います。そのためには、かっぱ市が一年を通して品物が切れないように、かっぱ市だけでは限界があるので、村のほうで各市町村のパイプ役となり、地場産品をつなげていくというような方法もとれるのではないかと思います。

またですね、単純に団塊世代がいなくなるということは、出品数が減ることにつながります。そういったこともありますので、村にはもっと、かっぱ市のほうに、いろいろな提案なり意見なりを言っていて、相手さんのあることですから、のめるのめんもありますが、そのような方向をとってください。

近隣の地場産品直販所というのは、やすらぎ、夜須にもありますし、安芸にもあります。田野にもあります。よく名前を聞く所というのは、必ず何かに併設をしているわけです。地場産市単独でというのはほとんどなくて、道の駅だったり、レストランだったり、そういったものと併設してあるわけですが、かっぱ市は単独で、今の数字を出している。ということは、もっと数字が伸びる可能性があるのではないのでしょうか。村にとっても、かっぱ市に支援をすることによって、出品者の方々の生活の安定につながっていくというのは、窓口があってそれができるといっては、非常にやりやすいやり方ではないのでしょうか。

村長が、10年後かっぱ市をどのように考えるかを改めてお聞きします。

それと、300円券の件は、確かに村長のおっしゃられるとおり、飲食店のみの事業というふうになってしまっているのではなく、全体への経済の波及効果が出るような、少しでも他へつながっていけるような、点が線になるような方向を考えていただければいいなと思います。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

担当課から、仙頭議員の再質問にお答えします。かっぱ市と村の関わりについてのご質問をいただきました。議員、おっしゃるよう一企業ということですので、経営に関して村が介入することはできませんけれども、今後も村として対応が必要な案件については、一緒に対応をしていきたいと考えております。また、かっぱ市の状況につきましては、定期的に情報交換を行い把握に努めております。

飲食店応援事業につきましては、繰り返しになりますが、今後事業の効果について検証して考えてまいりたいと思っております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員の再質問につきまして、かっぱ市について私のほうからもお答えをさせていただきます。これまで、担当課長からの答弁にもありましたし、また議員におかれましては十分ご承知のことではございますが、かっぱ市は、地場製品の販売促進、広報活動、観光の拠点として、また地元住民の生活になくてはならない直販所となっております。

大きくは、かっぱ市の今後の方向性というご質問であったと捉えておりますし、内容的には課長答弁のとおりではございますけれども、こうした施設は恒常的に右肩上がりの業績を続けるということは、大変難しいことではございまして、不利な経営条件や社会情勢の影響、あるいは経営体事態の企業努力の不足等によりまして、なかなか安定的な経営が立ち行かずに、存続を断念するケースもある中で、先ほど議員からご指摘のありましたように、単独の立地でありながら、今のところ売り上げも順調に安定して伸びておりますので、そこには少なからず関係各位の相当のご努力があるものと評価をしております。

今後も、関係機関と連携し、また村民の皆さまのニーズをお聞きしながら、引き続き時代に合った取り組みとなるように大いに期待をしております。地場産品直販所の意義や目的について共通意識を持って、よりよい運営を目指してまいりたいと考えております。

それから、また、高規格道路、10年後の村長の考えをとの、なかなか大きな質問でございましたけれども、高速道路の延伸によります交流人口の減少も危惧をされる中で、新事業や商品開発など、先を見据えた対策の検討もお願いをしなければならぬと考えております。これにつきましては当然村も知恵を出して、一緒に知恵を合わせて頑張っていかなければならない問題であると考えております。

議員ご承知のとおり、かっぱ市の成り立ちにつきましては、課長も答弁しましたけれども、もともと商工会が管理運営をしておりましたが、利益が上がりますと非営利団体としての管理ができなくなるということで、組織を変更した経緯があると伺っておるところであります。

それから、議員も併設について、他の施設では併設をすることで成り立っているけれども、かっぱ市は単独であるというふうなことで、それは移転とか、そうした将来的な問題も含めてのご提案、ご意見ではないかというように私としては捉えておりますけれども。現在の建物は平成13年建設でございまして、修繕は必要でございまして、まだまだ十分に活用をできる状態でありますので、移転ということにつきましては、私自身は現段階では今考えておりません。仮に移転となりますと、多額の費用を投入することになりますので、これまで以上の売り上げを見込める立地であること、また十分なリサーチと計画が必要となります。売り上げも年々増加し、大きく落ち込んだりはしておりませんので、当面は現在の場所で努力をしながら継続を、経営を続けていきたいというように考えおります。

最後に、今後の運営形態、方向性、大きくそうしたものにつきましては、先ほど担当課長から答弁させていただきましたが、現在もさまざまなご意見を頂戴しているところでもありますので、そうしたご意見を十分参考にさせていただきながら、より適切な運営形態につながりますように、研究、整備を行い鋭意努力を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。7番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、パートナーシップ宣誓制度についてお伺いいたします。12月5日付けの高知新聞社説にて、同性婚を認めていない民法や戸籍法の諸規定が憲法に違反するとして、同性カップルが国に損害賠償を求めた訴訟にて、東京高裁は「同性愛者がパートナーと家族になるための制度がない現状を、憲法違反の状態であると指摘した」とあります。同種の訴訟の3件でも、将来的に違憲になる可能性があるとも示唆しております。

法制度が整っていない現在でも、性的少数者、いわゆる性的マイノリティに関する意識調査にて、同性婚に理解を示す人が、2019年には64.8%いるとのことでした。

同性同士のカップルを婚姻に相当する関係にあると認め証明書を発行する制度が、パートナーシップ宣誓制度ですが、この制度を利用することで、自治体が定めたメリットを享受でき、民間などでもLGBTQカップルが家族に近い形で扱われることが期待されます。例えば、病院での付き添いや同意で家族に近い扱いが得られます。公営住宅などへ家族として入居可能など、他にも、企業や自治体によって違いはありますが、メリットがあります。

2015年に渋谷区と世田谷区で、初めて同性に対するパートナーシップ制度が誕生して以来、今年9月現在では、全国の自治体数1760余りの自治体のうち、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は242あるようです。また、都、府、県単位で導入しているところは、10都府県となっています。そして、登録したカップルの件数は、6月時点で3168組だそうです。ちなみに、高知県内では、高知市、黒潮町が導入しています。また、高知市では、13組のカップルがこの制度を利用し、登録をしているようです。お隣の香南市においては、10月11日に濱田豪太市長が、「性的少数者の生きづらさや不安を軽減し、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくすことで、多様性が尊重された社会の実現を目指す。市が市民や企業とともに、性に関する差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを進める」とうたう、LGBTQのイメージカラーの虹色を用いた「にじいろのまち宣言」を行い、来年3月にパートナーシップ宣誓制度を導入するようです。

そこで、当村におけるこの制度について、村内外からの問い合わせがあるのか。また、導入に向けての準備はしているのか。香南市では、市長がYouTubeで、にじいろのまち宣言を公開しているが、もし導入するのであれば、村民に理解してもらうために、どのような方法で説明していくのかをお聞きいたします。

全国を見ても導入している自治体のうち、人口の多い自治体だけではなく、町や村もあるようですが、当村としては、どう考えていくのかをお聞きいたします。

次に、部活動の地域移行についてお伺いいたします。政府の方針では、2023年度から、段階的に中学校の部活動の地域移行が始まるようですが、当村ではどう取り組んでいくのかをお聞きいたします。

スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要」の中に、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。また、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとっても大きな業務負担。また、地域では、スポーツ団体や指導者等と学校の連携、協働が十分ではないということが課題としてあげられています。

芸西中学校も例外ではないと考えます。部活動の現状について部活動の数、内容、部活動をしている生徒数、また指導している先生からお聞きしている意見や問題点があればお聞きいたします。また、国において、6月6日に運動部活動の地域移行に関する検討会議が、8月9日には文化活動の地域移行に関する検討会議が行われておりますが、これまでに県からの指導等はあるのかをお聞きいたします。

スポーツ庁並びに文化庁の、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）概要の中に、休日の部活動の地域移行に係る要素（例）として、指導者の確保の項目に人材バンクの活用があるが、当村にも人材バンクがあるが、それを利用する考えがあるのかをお聞きいたします。私が思うに、これを活用できれば、今までにない部活動もできるのではないかと考えます。また、平成27年に開始した人材バンクですが、登録者の見直しと新規登録者の必要と考えます。

国の検討会の資料にも書いてありますが、「部活動は生徒の自主性・自主的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってきた」とありますが、正しくそのとおりだと思います。

部活動の地域移行は、小さな村にとっては、大変難しいことだとは思いますが、地域の人たちとの交流が増えるチャンスとも思え、生徒たちが楽しく有意義な部活動できるようにと考えますが、村として部活動の地域移行をどう進めているのかをお聞きいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

私のほうからは、パートナーシップ宣誓制度に関する当村の状況等について説明をさせていただきます。

議員からもご紹介もありましたが、パートナーシップ宣誓制度の全国状況ですが、ある団体が調査した資料によりますと、2022年10月11日時点で240の自治体が制度を導入しており、その中には高知市や土佐清水市、黒潮町も含まれているようです。香南市の広報誌によりますと、本年10月に「にじいろのまち宣言」を行い、来年3月にパートナーシップ宣誓制度の導入予定とのことでした。

なお、先ほどの調査資料によりますと、この制度に登録されている方は、9月30日時点で全国では3456組とのことでした。この制度を導入している自治体数は、まだ少ないものの、人口比率で言うと50%を超えている状況になっております。

芸西村においては、これまでパートナーシップ宣誓制度導入についての議論や検討がされたとは聞いておりませんし、住民等からこれまで問い合わせがあったという記録は残っておりません。

ただ、今後と同じということではありませんので、今回のご提案をいただきましたので、他市町村などの事例も参考にしながら、こういった形がいいのか、当然住民の理解も必要でありますので、どのような方法で理解が進めていけるのかなども含めて勉強していきたいというふうに考えております。私のほうから以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

私からは、部活動の地域移行についてお答えさせていただきます。部活動の地域移行について、国の検討会議から、目標時期を令和5年度の開始から3年後の令和7年度末として段階的に部活動の地域移行を目指すとする提言がされました。

県からの指導等についてですが、現在、県において検討会、市町村や中学校校長会での説明が行われており、3月に県としての方向性を打ち出すと聞いております。

続いて、部活動の現状等についてですが、中学校部活動は、陸上部31名、女子バレー部3名、野球部11名、剣道部10名、吹奏楽部12名の五つ、67名で全校生徒の90%が所属しています。地域移行についての各顧問からの意見聴取は、県の方向性もみながら順次行ってまいりたいと思います。

最後に、芸西村人材バンクの活用についてですが、人材バンクについては、現時点で71名の登録者196項目の分野がございます。この組織については、立ち上げ当時の平成27年度より、地域人材で学校支援や協力ができることを、学校長へアナウンスを行ってまいりました。学校側の要望がある場合に紹介を行い、令和4年度については、現在の登録者の中から地域学校協働本部事業の部活動補助として参加をしていただいております。これまでも、中学校の吹奏楽部や野球部については、人材バンク登録者のみならず、地域の方が支援に入ってきたのが現状です。

今までと違った部活動の発足については、生徒数が減少する中、さらに新設を行うと部員数が分散する現象が起り、チームとして出場できないなどの新たな課題や、地域支援者の時間的負担、責任問題等の課題も考えられますので、学校運営との連携の中で検討していく必要があると考えます。

人材バンクの登録については、常時募集中で、広報、ホームページで周知を行っており、直近では保護者世代等10名ほどの新規登録をいただいております。見直しについては、3年更新を順次行っており、登録者へ文書通知をし、継続登録を促しております。現在、部活動に特化した項目は設けておりませんが、得意分野を自由に記載できる様式となっており、現時点でもスポーツ関係や、文化、食育関係にたけた人材もいらっしやいます。今後は周知の際に補足説明等で学校支援などの協力なども呼びかけ、登録者増加に努めていきたいと考えております。

○ 岡村 俊彰 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

西笛議員からは、部活の地域移行について質問をいただいておりますので、私のほうからも答弁をさせていただきます。議員の質問にもありましたが、部活動の地域移行につきましては、学校の働き方改革の推進

につながることや、競技経験のない教員が顧問になった場合でも専門的な指導が受けられることや、生徒数減少に際しても部活動の存続が図れることなどを目的に、運動部はスポーツ庁から6月に、文化部は文化庁から8月に、それぞれの検討会議で、令和7年度末を目標として、休日の活動主体を学校から地域に移行することを目指すことが提言されました。

当村では、現時点では、まだ県からの説明を受けている段階でございますので、地域移行への協議がなされておられません。3月には県としての方向性を打ち出すと聞いておりますので、今後、県からの助言をいただきながら、移行目標であります令和7年度末に向けて、地域移行により不利益となる生徒がいないかなどを見極め、中学校と相談しながら導入の検討を進めていきたいと考えておりますので、直ちに令和5年の4月から、部活動の活動主体が変わることはございません。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

都築課長からは、詳しい説明をありがとうございました。

佐藤次長、令和7年度末までに地域移行を完了するというようなことですので、池田教育長からもありましたけれども、不利益な生徒がでないような状態で、スムーズな地域移行ができればいいと思っております。

また、パートナーシップ宣誓制度について、この村でも、もしかして性的マイノリティの悩みを抱えている人がおるかもしれません。また、これからそういう方が芸西村に移ってくるかもしれません。そういうことを考えて、今、村長の、このパートナーシップ宣誓制度についてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からは、パートナーシップ宣誓制度と部活動の地域移行についてご質問いただきまして、担当課長と教育次長、教育長からご答弁をさせていただきます。

その中で、パートナーシップ宣誓制度の全国的な状況や村の現状につきまして、先ほどの課長答弁のとおりでございますが、村長の見解をとということです、私のほうからも答弁をさせていただきます。

こうした制度を地方自治体の中で定着させるための行政手続きとしましては、条例で定める場合と要綱などで定める場合がございます。

まず、条例で定める場合は、当然地方自治体の定めによりまして、議会の議決が必要となってまいりますので、国の法律とは違うものではありますけれども、一定の法的効力を有するものとなります。

一方で、要綱の場合は、議会の議決を必要としないために、いわば、ちょっと砕けた言い方で言えば、それぞれの自治体が目指すルールづくりのようなものであるということが言えると思います。

私自身この問題に関しまして、まだまだ勉強不足ではありますけれども、責任ある行動を伴う条例制定のほうが、LGBTの方々により強く寄り添った形であるとは思いますが、基本的には、条例、要綱ともに個人の関係性を認めるという点では、双方大きな違いはないという認識をしております。

しかしながら、現実問題として、この行政手続きだけで、必ずしも法的な裏付けや保障が十分なされるというわけではございません。相続や万が一の際の意思確認など、重要な場面で他の血縁者と同様の、代理人としては認められていないなど許容できる権利は、極めて限られておまして、まだまだ議論を要する部分も多いというような理解をしております。

先ほど担当課長からもありましたが、実際に具体的な相談案件等も確認できてない中で、議員もおっしゃられたように、潜在的にそうした方が存在するのかもしれない、相談しにくいだけなのかもしれないということもあるとは思いますが、今、直ちにパートナーシップ宣誓制度を導入するとの判断にはなり難いと思っておりますけれども、本年度の村の人権教育研究協議会における基本方針の中で、「差別の現実から深く学び、生活・文化を高め、誰もが未来を保障する、人権教育を創造し人権問題を全村民の課題とする」という

位置付けで取り組んでおりますし、地域福祉計画のほうには、「村民が、年齢や性別、障害の有無、国籍、病気、性的指向の問題などを理由に差別を行わないように、人権意識を向上させるための啓発活動や人権教育の推進に取り組む」といった一文が明確に記載をされております。

こうした基本方針のもと全国的な流れ、そして県内の動向なども注視し、芸西村にとってのしかるべき方向性につきまして今後十分に整理をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10:50 散会]